令和 4 年度 第 2 回 愛南町定例農業委員会議事録

r								1
招集年月日	令和	4年5	月 25 日(水)	午後 4 時 00 分~午後 4 時 50 分				
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
	議席 番号	農美氏	業 委 員 名	出欠 の別	議席 番号	農	業 委 員 名	出欠 の別
出席委員	1	和喜田 重則		欠	8	欠番		_
12 名	2	孝野 覚也		出	9	河野 仁		出
	3	西本 繁夫		出	10	尾﨑 春夫		出
欠席委員	4	中川 里美		出	11	田中 定嘉		出
1名	5	西口 孝		出	12	山田 聡		出
	6	太田 憲男		出	13	谷口 八千代 出		出
	7	山	口深	出	14	浜	田 暁	出
議事録署名人	12	12 山田 聡			13	13 谷口 八千代		二代
職務のため 総会に出氏名 した者の氏名 推進委員 1名 事務局職員 2名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		吉見 克巳					
	事務局長		吉村 克己		課長補佐		尾川 勝彦	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)							

令和 4 年度第 2 回愛南町定例農業委員会次第

事務局

只今から令和4年度愛南町農業委員会第2回定例総会を開会致します。

議長(会長)

(会長挨拶)

事務局

それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行 をお願い致します。

議長(会長)

それでは、これより本日の会議を開きます。

出席委員は 13 名中 12 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 12 番、 山田 聡委員と13番、谷口 八千代委員を指名致します。

それでは、日程第三、議案審議に入ります。

まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。

受付番号2番、城辺甲、地目・面積は畑・490㎡で3条有償移転でございます。経営面積は50.1aでございます。

以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適 化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現 地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご 審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。2番お願い致します。

委員

場所は、北裡地区です。今は取り壊しているが、花屋があった所の裏になります。申請地は、家に囲まれていて、一輪車が通るか通らないかという感じです。 譲受人の家の裏口からは入れるそうです。譲受人の父親の代から約 60 年耕作していて、今回譲り受けたいという申請となっています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。 議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。

次に、議案第2号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 2 番、小山、地目・面積は畑・595 ㎡でございます。場所は、集会所から峠方面へ約 250m進み、右折し坂を上りながら道なりに約 200m進んだ場所になります。

対象地の調査年月日は令和3年9月21日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、対象地は農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。また、周囲につきましては、対象地同様に山林・原野化及び太陽光発電施設となっております。以上1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

委員

太陽光にするの?

事務局

隣と同じ所有者なので、太陽光になるのだろうと思います。

委員

いい農地なら営農型もできるが。

事務局

実際によく営農型になるのは、農振農用地の場合が多いです。この申請地については、山の中で、イノシシなど鳥獣害の被害が想定される場所という認識を持っています。

議長(会長)

ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。

次に議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を 議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 26 番は再設定で、御荘長洲の 5 筆、地目・面積は田・2,348 ㎡、 使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 27 番は再設定で、御荘平城の 3 筆、地目・面積は田・860 ㎡、使用貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 28 番は再設定で、御荘平城、地目・面積は田・382 ㎡、使用貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 29 番は再設定で、御荘長月の 2 筆、地目・面積は田・1,169 ㎡、 賃貸借で生産物は水稲・生姜、期間は 10 年でございます。

受付番号 30 番は再設定で、緑甲、地目・面積は田・1,331 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・たばこ、期間は3年でございます。

受付番号 31 番は再設定で、緑甲、地目・面積は田・663 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・たばこ、期間は3年でございます。

受付番号 32 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・345 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・たばこ、期間は3年でございます。

受付番号 33 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・1,198 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・たばこ、期間は6年でございます。

受付番号 34 番は再設定で、緑甲、地目・面積は田・3,321 ㎡、賃貸借で生

産物は水稲・野菜、期間は5年でございます。

受付番号 35 番は再設定で、緑甲の 2 筆、地目・面積は田・4,276 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 36 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・986 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 37 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・971 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は1年でございます。

受付番号 38 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・1,291 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は6年でございます。

受付番号 39 番は再設定で、緑乙の 2 筆、地目・面積は田・2,432 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 40 番は再設定で、緑乙の 4 筆、地目・面積は田・5,689 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 4 年でございます。

受付番号 41 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・3,055 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 42 番は再設定で、緑丙、地目・面積は田・3,787 ㎡、使用貸借で 生産物は水稲、期間は1年でございます。

受付番号 43 番は再設定で、城辺甲の 2 筆、地目・面積は田・1,855 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 44 番は再設定で、城辺甲の 2 筆、地目・面積は田・1,892 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 45 番は再設定で、城辺甲の 8 筆、地目・面積は田・6,053 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 46 番は再設定で、城辺乙番、地目・面積は田・804 ㎡、賃貸借で 生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 47 番は再設定で、増田の 3 筆、地目・面積は田・4,844 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 48 番は再設定で、増田の 9 筆、地目・面積は田・8,813 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 49 番は再設定で、増田の 2 筆、地目・面積は田・1,994 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 50 番は再設定で、広見、地目・面積は田・745 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は6年でございます。

受付番号 51 番は再設定で、広見の 8 筆、地目・面積は田・6,973 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 52 番は再設定で、広見、地目・面積は田・945 ㎡、賃貸借で生産 物は野菜、期間は6年でございます。

受付番号 53 番は再設定で、広見の 2 筆、地目・面積は田・3,817 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は6年でございます。

受付番号 54 番は再設定で、広見の 4 筆、地目・面積は田・7,075 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 55 番は再設定で、広見の 6 筆、地目・面積は田・5,539 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 56 番は新規で、広見の 6 筆、地目・面積は田・3,620 ㎡、使用貸借で生産物は飼料稲・野菜、期間は7年でございます。

受付番号 57 番は新規で、柏、地目・面積は田・969 ㎡、賃貸借で生産物は 水稲・野菜、期間は1年でございます。

受付番号 58 番は新規で、城辺甲、地目・面積は畑・2,089 ㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は 20 年でございます。

受付番号 59 番は新規で、小山の 4 筆、地目・面積は田・3,534 ㎡、使用貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 60 番は新規で、御荘平城の 12 筆、地目・面積は畑・9,938 ㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 61 番は新規で、須ノ川の 4 筆、地目・面積は畑・3,553 ㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は 15 年でございます。

受付番号 62 番は新規で、緑丙、地目・面積は田・2,665 ㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号 63 番は再設定で、緑甲の 2 筆、地目・面積は田・3,374 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 64 番は新規で、御荘平山・中浦の 15 筆、地目・面積は田・170 ㎡、畑・23,709 ㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は 15 年でございます。

受付番号 65 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・2,657 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 66 番は再設定で、緑乙の 2 筆、地目・面積は田・1,560 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 67 番は再設定で、緑乙の 6 筆、地目・面積は田・5,127 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 68 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・160 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は5年でございます。

受付番号 69 番は新規で、中川、地目・面積は田・2,270 ㎡、賃貸借で生産

物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 70 番は新規で、中川の 2 筆、地目・面積は田・5,447 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

以上 45 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化 促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろ しくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、44·45 番は西本委員が議案関係者で すので退室をお願い致します。

(西本委員 退室)

議長(会長)

44・45 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

(西本委員 入室)

議長(会長)

次に46番は尾川事務局員が議案関係者ですので退室をお願い致します。

(尾川事務局員 退室)

議長(会長)

46 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

(尾川事務局員 入室)

議長(会長) 次に 65 番から 68 番は孝野委員が議案関係者ですので退室をお願い致し

ます。

(孝野委員 退室)

議長(会長) 65番から68番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありまし

たらお願いします。

議長(会長) 無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員(異議なし)

議長(会長) ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

(孝野委員 入室)

議長(会長) その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願

いします。

委員 新規就農者がおる?

事務局 61・62・64番が、新規就農者です。

議長(会長) ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員(異議なし)

事務局 ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

議長(会長) 以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたの

で、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議員がするイニ

議事録署名人 口 灰

議事録署名人 ない ハナイブ